兵庫ダイハツでは
あなたの新しいスタートをサポートします！

軽乗用車でも貨物運送ができるようになりました！

2022年10月27日から「貨物軽自動車運送事業」のルールが変わりました。

これまで《軽貨物車》でなければできなかった貨物軽自動車運送事業が
軽乗用車でもできるようになりました。
兵庫ダイハツでは、事業を拡大したい方やご自身の車で
事業を始めたい方をサポートいたします。

詳しくはスタッフまで

使用の本拠の位置（営業所住所）を管轄する運輸支局に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った上で、
軽自動車検査協会において事業用のナンバープレート（黒ナンバー）の発行を受けることが必要です。
詳しくはスタッフまでお問い合わせください。

『貨物軽自動車運送事業経営届出』に必要なもの

◎必要となる書類

❶貨物軽自動車運送事業経営届出書
❷運賃料金設定届出書
❸運賃料金表
❹事業用自動車等連絡書
■車検証コピー（新車の場合は完成検査証）
■運送約款
（標準運送約款を使用する場合は、添付不要。
届出書の記載に当たってその旨を記載）

当社での『貨物軽自動車運送事業経営届出』お手続き

上記必要書類❶❷❸❹は、当社より委託行政書士へ作成依頼を行います。
プロに任せるので初めてでも安心して開業することができます。
当社ご依頼の際は、**経営届出書作成依頼書兼委任状のみ**記入押印いただければ
お手続きが可能です。

※2026年9月現在

手数料のご案内（兵庫、大阪共通）		
項　　目	税込み	合計（税込み）
新規経営届出申請事務手数料 （行政書士取扱手数料込み）	33,000 円	41,800 円
名義・住所・変更手数料	6,600 円	
プレート代	2,200 円	

※料金は改定する場合があります

任意保険に加入されている場合は、別途手続きが必要です

是非当社へお任せください

担当スタッフ	
店舗連絡先	

兵庫ダイハツ販売株式会社